## 議 会 定 例 会 会 議 録

令和元年12月9日

岩出市議会

## 議事日程 (第2号)

令和元年12月9日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第 88号 専決処分の承認を求めることについて

(岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改 正)

- 日程第3 議案第 89 号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関 する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第 90号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第 91 号 岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条 例の制定について
- 日程第 6 議案第 92 号 会計年度任用職員制度の導入のための関係条例の整備に 関する条例の制定について
- 日程第7 議案第 93 号 岩出市農林漁業の健全な発展と調和のとれた地域活性化 基金条例の制定について
- 日程第8 議案第 94号 岩出市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第9 議案第 95号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 96 号 岩出市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定につい て
- 日程第 11 議案第 97 号 岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正につい て
- 日程第12 議案第 98号 岩出市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第 99号 令和元年度岩出市一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第 14 議案第 100 号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 15 議案第 101 号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 16 議案第 102 号 令和元年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1号)
- 日程第 17 議案第 103 号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第18 議案第104号 令和元年度岩出市水道事業会計補正予算(第2号)

日程第 19 議案第 105 号 市道路線の認定について

日程第 20 議案第 106 号 さぎのせ公園の指定管理者の指定について

日程第 21 議案第 107 号 根来さくらの里の指定管理者の指定について

日程第 22 議案第 108 号 根来公園墓地の指定管理者の指定について

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第88号から議案第108号までの議案21件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

開議

日程第1 諸般の報告

○田畑議長 日程第1 諸般の報告を行います。

受理した請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書及び請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書につきましては、配付の請願文書表のとおり、厚生文教常任委員会へ付託いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第88号 専決処分の承認を求めることについて

(岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正)~

日程第 22 議案第 108 号 根来公園墓地の指定管理者の指定について 支出決算認定について

○田畑議長 日程第2 議案第 88 号 専決処分の承認を求めることについて(岩出 市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正)の件から日程第 22 議案第 108 号 根来公園墓地の指定管理者の指定の件までの議案 21 件を一括議題といた します。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第 55 条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間 40 分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。議案第 91 号。

增田浩二議員。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、質疑を行わせていただきます。

まず、91 号からお伺いをしますが、この点では、2点まずお聞きをしたいと思 うんです。

この 91 号の条例における関係する職種、対象範囲というのはどのように考えて こられたのかという点、この点をまずお聞きをしたいと思うんです。

それと、2点目には、今回改正される条例によって、任用職員においてのメリットという点では、どのようなものがあると認識をされているのかという点、この2点をお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 おはようございます。

増田議員ご質疑の1点目、この条例に関係する職種の対象範囲についてですが、 今まで臨時的任用職員で雇用している事務補助員、保育士などの全職種及び特別職 の非常勤で雇用していた危機管理監や家庭相談員と嘱託職員などの職種となります。 次に2点目、条例において、任用職員におけるメリットについてですが、雇用さ れる側のメリットとしまして、1つは、期末手当が支給されることになりました。 また、会計年度任用職員としての経験年数によって、基本の報酬額を決定すること ができます。いわゆる昇給制度、これがメリットとして上げられます。

〇田畑議長 再質疑はありませんか。

增田浩二議員。

○増田議員 その点においては、2点改めてお聞きをしたいと思うんですが、説明書の別表第4に書かれている右側の部分、そこには時間給として、保健師さんから健診業務嘱託員の方なんかもあるんですが、こういう時間給対応でされてきたという、こういう方については、左の表ではどのようなところに該当するのか、それとも対象から外れたのか、ちょっとその辺のところがどうなのかという点をちょっとお聞きをしたいと思うんです。

もう1点は、この間ですか、公民館の方なんかも、来年というんですか、雇用形態が変わるんだというようなことなんかもお聞きをしたんですが、公民館の方なんかは、91号の部分の中で、そういう方なんかも含まれるのかどうかという点、この2点、ちょっとお聞きをしたいと思うんです。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、時間給の方、これが説明書の左の表、この説明書の表につきましては、岩 出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正とい うことで、現在のこの条例の第4表を改正するものでございまして、左の表としま しては、これだけの方、産業医初め、市役所の産業医から学校の産業医まで、この 方が特別職の非常勤として残るということになります。

それ以外の方、公民館の管理人及び時間給での職員につきましては、会計年度任 用職員の対象となります。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

- 〇田畑議長 続きまして、議案第 92 号の質疑をお願いいたします。 増田浩二議員。
- ○増田議員 92 号については、1点だけお聞きをしたいと思うんです。

第2条の4のところに、これまでは3年を超えない範囲とされていたのが、任命権者が定める任期の範囲内というような形に変わるんですが、この点では、期間という部分、この点については、これまでは3年以内だったものが、例えば、最大で3年以上超えるという場合があるのかどうか。最大でどのぐらいの範疇というのを想定されているんでしょうか。この点だけお聞きをしたいと思います。

〇田畑議長 答弁願います。

総務課長。

- ○木村総務課長 まず、増田議員ご質疑の1点目、3年を超えるものがあるのかということですが、これは今までは一般の職員がこちらに該当しておりましたので、3年を超えない範囲となっておりましたが、今回、会計年度任用職員の制度ができることによりまして、その任期の範囲内となることで、今までも3年を超えるということはございません。職員で3年が上限、会計年度任用職員につきましては、その任期の範囲内ということになります。
- ○田畑議長 再質疑ありませんか。増田浩二議員。
- ○増田議員 その場合、任命権者が定めるという、一番最初のときですね、そのときは最初から期間というのを任命される方との関係でいうたら、何年ぐらいやってほしいとかという、そういう話ではなしに、最初からこれだけですという、期間はこれだけですという範囲でされるのか、その辺は任命される方との話し合いなんかという点では、どういう対応になるのかという点だけ、ちょっとお聞きをしたいと思

うんです。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

会計年度職員につきましては、その会計年度内の任用となりますので、最大1年 となります。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

- 〇田畑議長 続きまして、議案第93号の質疑をお願いいたします。 増田浩二議員。
- ○増田議員 93 号については、再生可能エネルギー関係の部分なんですが、そもそも今回の岩出市農林漁業の健全な発展と調和のとれた地域活性化基金というもの、 そのものをつくるそもそもの理由について、まずお聞きをしたいと思うんです。

それと、設置される業者からの納付金という形の対応をとるんだというふうにされているんですが、そのときの納付額基準というんですね、これについてはどのように考えておられるんでしょうか。

3点目には、納付された額、それについて基金に積み上げると。その積み上げられた基金についての活用方法については、どのように活用していく考えなのかという点、この3点をお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 増田議員のご質疑にお答えします。

まず、基金条例をつくる理由についてでございますが、農林漁業の健全な発展と 調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づいて設置さ れる太陽光発電設備の売電収益を活用しまして、地域農林漁業の活性化を図るため の財源として積み立てるためでございます。

次に、納付額基準についてですが、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき、設置業者から申請のあった施設整備計画により地域への還元について設定されるものであり、その方法、数量、金額等に対しては、法令等による基準の定めはございません。

なお、今回予定している納付金の納付額については、国から参考事例として提示 された資料をもとに、年間売電収入の約2%として算定されており、妥当な金額で あると考えています。

次に、基金の活用方法についてですが、農産物直売施設や加工施設などの整備、また水路などの農業施設の改修整備に使うことを考えております。

- ○田畑議長 再質疑ありませんか。増田浩二議員。
- ○増田議員 ちなみに、こういうような条例ですね、これ全国的にはどのような状況 になっているんでしょうか。ちょっとこの辺を1つお伺いしたいのと、今回、たま たま山地区にできる業者さんなんかなということなんですが、こういう点でいうと、 納付金を納める基準という部分については、大規模な開発における業者さんからの 納付金だと思うんですが、この点でいうと、開発の規模とかというような部分についての基準なんかは、納付金を納める基準というんですか、そういう部分について は、どの程度の開発が基準になっているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。
- 〇田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 まず、全国的な事例につきまして、この法律に基づく太陽光発 電、太陽光に限っておりますが、太陽光発電の設備整備状況というのは、全国的に、 平成31年3月末の現在で17件というふうに聞いております。

次に、開発の規模とかの基準でございますが、太陽光発電施設につきましては、現在のところ、規制とか基準とかいうような法律はございませんでして、今回の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律、この法律につきましては、農林水産省のほうで優良な農地を太陽光発電により減少させるために、その分を地元へ還元させて、農林漁業に生かそうという法律でございまして、特に規模等の定めはございません。

なお、岩出市におきましては、全国に先駆けまして、太陽光発電 3,000 平米以上のものについては、要綱によって、開発許可と同じ技術基準で、全て要綱により協議をしておりますので、安全性は確保されているものでございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

- ○田畑議長 続きまして、議案第96号の質疑をお願いいたします。 増田浩二議員。
- ○増田議員 96 号についても、1点だけお聞きをしたいと思うんです。

この 96 号の第 4 条のところで、中小企業に対しての施策、この条例で施策の基本方針という部分が書かれています。要するに、市として中小企業とか小規模企業に対しての振興に対して、どのように市として対応していくのかという部分なんですが、その部分の中では、第 1 項で中小企業の人材確保、育成及び雇用の安定、資金調達の円滑化等の経営基盤の強化を図るというような書き方をしています。その点では、この条例において執行していくという部分の中においては、岩出市としての振興策というんですか、そういう部分については、市としてはどのような施策なんかを進めようと考えているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 増田議員の岩出市中小企業・小規模企業振興基本条例の質疑に ついてお答えします。

市としてどのような施策を考えているかということでございますが、施策の基本 方針としまして、現状におきましても、岩出・紀の川就職フェア、創業セミナー、 また岩出市商工会補助、中小企業資金利子補給など、このような支援事業を実施し、 人材確保、育成及び雇用の安定、資金調達の円滑化などを進めているところではご ざいますが、この条例によりまして、より理念を明確化、さらなる充実を図ってま いりたいと考えております。

- ○田畑議長 再質疑ありませんか。増田浩二議員。
- ○増田議員 ちなみに、今の時点でわかる範囲で結構なんですが、例えば、今、12 月の時期、来年度予算なんかも、今、編成時期になってきているんですが、現在の 時点でわかる範囲で結構なんですが、例えば、来年度、市として、この条例を可決 した後、来年度ではどのような新しい目玉というんですか、そういうことなんかも 考えておられるのか、現時点でわかる範囲で結構ですんで、もしあれば、ちょっと 教えていただければなというふうに思いますが、その点どうでしょうか。
- ○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 再質疑にお答えいたします。

来年度の事業といたしましては、先ほどもお答えしたとおりでございますが、引き続き今までの施策を実施していく所存でございます。

それから、この振興条例に基づきまして、新たな支援策について、商工会、また

商工業者等と協議して、振興を進めていきたいと考えております。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

- 〇田畑議長 続きまして、議案第 99 号の質疑をお願いいたします。 増田浩二議員。
- ○増田議員 99 号の一般会計の補正予算の部分については、3点お聞きをしたいと 思います。

1点目は、公共施設省エネルギー化等の検討業務というものが委託されるという 部分が計上されています。これについては、いつをめどにこれを結論を出すのかと いう点、この点がまず1点と、障害者総合支援給付費、これも大幅な給付増という ものが見込まれています。その要因と理由、今回、こういうような形で大幅な給付 増になった理由、この点をお聞きをしたいと思います。

それと、3点目は、いつも基金の使い方、その部分については議論のされるとこなんですが、今回、特に減債基金、ここに2億円という部分を積み立てるわけなんですが、平成30年度決算のときなんかも言ったんですが、岩出市というのは、非常に起債そのもの自身も本当に少ないという部分の中で、現時点でも減債基金のほうが上回っているという現実があるわけなんですね。そこに、さらに減債基金に2億円を積むということにされるんですが、この理由だけ、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員のご質疑の1点目と3点目について、お答えをいたします。 まず1点目、公共施設の省エネルギー化の検討業務のめどですけども、今年度内 に施設の削減効果の調査を行いますので、その調査の結果は今年度内ということで ございます。

それと、3点目、減債基金に2億円を積み立てる理由ということですが、減債基金への積み立てについては、平成30年度繰越金が生じたことから積み立てを行うと。それで将来の公債費の負担に備えるために行うということでございます。

- 〇田畑議長 地域福祉課長。
- ○長倉地域福祉課長 増田議員のご質疑の2点目にお答えいたします。

障害者総合支援給付費として、大幅な給付増を見込んでいるが、その理由はにつきましては、障害福祉サービス制度の周知、認知度の高まりにより、障害福祉サー

ビスを利用される方や利用する回数が年々増加しており、当初見込んでいた額を上回る見込みとなったことによるものです。

- ○田畑議長 再々質疑ありませんか。増田浩二議員。
- ○増田議員 公共施設の省エネルギー関係の部分なんです。今年度中にするんだと、結論を出すんだということなんですが、実際には、この業務そのもの自身が、例えば、岩出市内なんかでも公共施設と呼ばれる部分なんかは、かなりあるわけなんですね。それについて、今年度内ということで、3月までに結論を出すという部分であれば、かなりの作業量というと、調査の量も含めて、かなりあると思うんですが、委託そのもの自身については何社かに分かれて調査をしていただくのか。それとも1社というような形になるのか。その点でいうと、時期との関係で、本当に今年度内で調査そのもの自身ができるのかなというふうにも懸念する点があるんですが、この点についてはどのような対応をとっていかれるんでしょうか。それが1点です。もう1点は、減債基金という部分の点では、将来的にということを言われるんですが、市として、将来的に必要だと言われる部分、将来的にどういった分野、またどういった関係の部署でこの減債基金に対応する事業も含めて、将来的に、また新規事業なんかもやって、それに対して減債基金が必要だという対応をとられるのか、その点、将来的という言葉が出ましたんで、将来的にはどのような事業なんかも想定されておられるのか、この点も改めてお聞きをしたいと思います。
- ○田畑議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず1点目、公共施設の省エネルギー化の検討業務についてですが、今年度は市の公共施設の全部をするというのではなくて、削減効果、まずどのぐらい見込まれるかということの調査で、対象施設としては、いわで御殿、あるいはサンホールといったようなところを考えてございます。全施設をするというわけではございません。

それと、3点目の減債基金は、将来的にということで、どういった分野ということでございますが、まず積み増しの理由は、これまでも臨時財政対策債、下水道事業債のほか、今年度で言えば、緊急防災・減災事業、いわゆる防災行政無線、あるいは学校教育の設備の事業債などの確保等も行っておりますので、そういったことも踏まえて減債基金への積み立てということで、将来の公債費の負担に備えるとい

うふうに考えてございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

- 〇田畑議長 続きまして、議案第 100 号の質疑をお願いいたします。 増田浩二議員。
- ○増田議員 国保会計の補正予算については、今回、8,121 万円という部分を積み立てるわけなんですが、そもそも今回 8,121 万円、国保会計の中で余ったというんですか、黒字になったこの理由、要因については、今改めてどのような形で、このような黒字になったのかという点、この点だけお聞きをしたいと思います。
- 〇田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

剰余金が生じた主な要因は、特別交付金の増、保険税の増となっています。

特別交付金は、当初予算と比較して 3,078 万 5,000 円増額しています。増額した 主な内容は、特定健診受診率向上対策や収納率が向上した結果に対して交付された ものになります。

また、保険税増分につきましては約5,000万円です。理由につきましては、年々徴収率の増、また、県が示した平成30年度標準保険税率が、制度開始時のため、県全体として低目に設定され、岩出市においては平成29年度現行保険税率より5%弱低い税率が示されましたが、平成30年度は税率を据え置いたことによるものと考えています。

なお、平成 30 年度は県全体で黒字傾向となっており、 9 市で見れば、岩出市以外の 8 市は全て岩出市以上の大幅な黒字となっています。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

- ○増田議員 今回、この基金に 8,100 万余りを積み上げるという、合わせて 1 億円ぐらいのそういう基金には積み上がっていくという形になるんですが、これは来年度以降には、どのような形でこの基金の活用を図ろうというふうに考えているんでしょうか。
- ○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

〇中井保険年金課長 基金の処分につきましては、国民健康保険事業費納付金の支払

いに充てる財源に不足が生じた場合や、国民健康保険事業運営に著しく支障を及ぼす財源の不足が生じた場合と条例のほうでされているため、そのような場合に基金に活用するものと考えています。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○田畑議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間 30 分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。議案第 88 号。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

私は、議案第88号から12議案について質疑を行いたいと思います。市当局の具体的な答弁をお願いしておきます。

まず第1点、議案第 88 号についてでありますが、この専決処分に関して、和歌山県の最低賃金が引き上げられて、今日まで来たわけですが、その間における今回の内容について、保育業務と学校業務という形で、二本立てで賃金の改定が行われたということであります。そこで、保育業務と学校業務の内容、これについて、まず第1点お聞きをしたい。

それから、2番目には、今回の賃上げの差でありますが、時間給で計算しますと、 1円の開きがあります。なぜこういう開きが出たのか、これについてお聞きをした いと思います。

それから、保育業務、学校業務の関連で、これらに従事されている職員の方は何 名おられるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

1点目、保育業務の給食調理・配膳補助員については、公立保育所における給食 の調理補助及び配膳業務となっております。

2点目、賃上げの差については、賃金の算出方法で説明いたします。給食調理・配膳補助員賃金の算定は、前回の日額 6,300 円の時間給 813 円、これは 812 円 90 銭の切り上げですが、に最低賃金アップ分と同額を加え、時間給 840 円とし、勤務時間を乗じて 6,510 円と算出しておりますので、前回より 210 円の賃上げとなっております。

3点目、給食調理・配膳補助員の業に従事している人数は、令和元年 12 月 1 日 現在で 4 名となっております。

- ○田畑議長 教育総務課長。
- ○南教育総務課長 尾和議員の質疑についてお答えいたします。

学校業務についてです。まず1点目、学校業務の給食配膳補助員の業務内容は、 学校給食共同調理場から運ばれてきた食缶や食器などを各学級の棚に並べたり、給 食終了後、各学級から運ばれてきた食缶や食器をコンテナに片づけたりする業務で す。

2点目の賃上げの差についてですが、賃金の算出方法でお答えさせていただきます。最低賃金 830 円に勤務時間を乗じまして、1円未満の端数を切り上げて算出しております。前回の最低賃金 803 円の際の賃上げ算出も同様でございますので、日額 209 円の賃上げとなっております。

3点目、業に従事している人数は2名でございます。 以上です。

- ○田畑議長 再質疑ありませんか。尾和弘一議員。
- ○尾和議員 今、保育業務と学校業務の仕事の内容をお聞きしたんですが、そんなに差異はないと思うんですよね。強いて言うなら、保育業務における配膳なり、そういう業務、調理業務については、配膳と、それから、学校業務については配膳、調理がないんですけども、その差によるものなのか、調理の点については、今触れられておられないので、今の内容を聞く限りでは配膳業務と同様な作業であって、大きく開くものではないという認識があるんですけども、これについては同一に、あと1円切り上げる必要性があると。これに差をつける必要性はないというふうに思うんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、業務されている方については、合わせて6名ということなんですが、 これらの人に対しても、もちろん最低賃金はクリアすべきということは当然であり ますが、そこに差を設ける必要性はないという認識があるんですけども、市の当局 のご見解をお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再質問にお答えします。

保育業務の給食調理・配膳補助員については、公立保育所における給食の調理補

助及び配膳業務となっております。教育とは業務内容が異なるので、賃金が変わっております。

- 〇田畑議長 教育総務課長。
- ○南教育総務課長 学校業務につきましては、配膳補助員という名前のとおり、調理 は一切ございません。
- ○田畑議長 再々質疑ありませんか。尾和弘一議員。
- ○尾和議員 そうしますと、調理を担当しておるのでということなんですが、保育業務における調理師の有資格者というのは何名おられるでしょうか。
- ○田畑議長 答弁願います。子ども・健康課長。
- ○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再々質問にお答えします。

調理師の資格があるということですので、保育所全体で調理師の資格があるのは 15名です。

失礼いたしました。調理師の資格がある方は、別で15名雇用しております。

- ○尾和議員 議長、従事している調理師免許の有資格者ということで質問しているんです。それについて、全体で 15 名というのは、私、そういう質問はしてないので。
- ○広岡子ども・健康課長 調理補助員は資格はございません。調理資格のある方を別に調理師として雇用しております。それが 15 名です。
- 〇田畑議長 続きまして、議案第 90 号の質疑をお願いいたします。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 議案第90号の議案について質疑を行います。

今回の職員の給与に関する条例の一部改正についてでありますが、この賃上げ率 は、額はこれでわかるんですけども、全体の賃上げ率は何%になるのか。

それから、2番目に、今回の賃上げのところで、1級から号数はあるわけですが、等級ごとにあるわけですが、どこに重点を置いた賃上げになっているのか、これについてお聞きをしたいと思います。その理由と、あわせてお聞きをしたいと思います。

それから、住居手当に関してですが、引き上げの根拠についてお聞きをしたいと 思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の1点目、賃上げ率は何%についてですが、給料表で、平均0.1%の引き上げ改定となってございます。

続きまして、2点目の今回の賃上げで重点にした年齢層はどこかについてですが、 人事院勧告では、民間の初任給との間に差があることなどを踏まえ、初任給の引き 上げ及び 30 歳代半ばまでの職員が在職する号俸について改定するもので、市にお いても同様に若年層に重点を置いております。

続きまして、3点目、住居手当の引き上げの根拠は何かについてですが、ことしの人事院勧告で、民間における住宅手当の支給状況などを踏まえ、住宅手当の最高支給限度額を1,000円引き上げるとの勧告が出たことから、市においても同様に改正するものでございます。

- ○田畑議長 再質疑ありませんか。尾和弘一議員。
- ○尾和議員 賃上げについては、全体で 0.1%ということなんですが、これに波及効果として、月額幾らぐらい支出増になるのか、その点についてお聞きをしたい。 それから、行政職給料表の再任用職員についてでありますが、この金額については正規職員の何%に該当するのか、これについてお聞きをしたいと思います。
- ○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

月額の支給の増ですが、まず1級の職員では、月額で平均1,532円のアップ、2級の職員におきましては、月額で平均1,210円のアップとなってございます。

正規の何%かということですが、今回、給料で影響する者は 108 名となってございます。全体 318 名から計算しますと、約 3 割の者となってございます。

- ○田畑議長 再々質疑ありませんか。尾和弘一議員。
- ○尾和議員 月額では 1,532 円と 1,210 円ですが、私が質疑をしたのは、月額で、総額で幾ら持ち出しになるのかということでありますので、それについて再度お聞きをしたいと。

それから、再任用の職員の給与でありますが、今3割、30%という数字を言われたんですが、正規職員の、そうしますと 70%の給与の支給になっているという理解でよろしいんでしょうか。30%という答弁でありますが、それについてちょっとわからないんで、再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

まず、総額ということですけれども、今回の人勧による給料に関する影響額としましては、全体で、済みません、月額というのは、今回持ち合わせていません。年間、今回の分で、補正で言いますと、170万7,000円の増となってございます。

それと、今回の給料に関しての引き上げに該当する職員は 30%ということで、 若年層をもとに置いたものとなってございますので、約 30%の職員が該当するも のでございます。

- ○尾和議員 私が言うとるのは、行政職給料表、別表第1ありますよね。その最後の 再任用職員の給与表示がされておるんですが、これは正規職員の何%に該当するの かという質疑をしたんです。
- ○田畑議長 お願いします。
- ○木村総務課長 申しわけございませんでした。

今現在の再任用職員につきましては、5名の再任用職員と、今、記憶なんですが、申しわけございません。5名の再任用がおると思いますので、全体318の5名ということになります。

- ○尾和議員 そうじゃなくて、正規職員の給与ありますよね。それに対して、現在、再任用職員が給与として支払っているのは、この金額で言えば何%に該当するんですか。例えば、再任用で7級の方は35万6,800円という表示をされていますよね。それは基準としては何割分を払っているのかと言っているんです。定年まで仕事をして嘱託になったと。嘱託になったんで賃金が安くなっているということでしょうけども、この金額は正規職員から比べたら、基準はあるのかと。何%という、2割カットして支給しているのか、3割カットして支給しているのか、そこを聞いている。
- ○木村総務課長 わかりました。済みません。

再任用職員の給料につきましては、国の定める給料表、そこの再任用職員として 決めてございますので、何%引いてという、そういうものではございません。

- ○尾和議員 基準はないということですか。
- ○木村総務課長 基準は国の給料表です。
- 〇田畑議長 続きまして、議案第 91 号の質疑をお願いいたします。 尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第91号について質疑を行います。

今回の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、来年の4 月以降から施行されるということでありますが、この再任用職員の給与についての 基本的なスタンスは、同一労働、同一賃金を目標に、今回それに向けての取り組み の一環であるというふうに私は認識しております。

そこで、現在、岩出市における正規職員、会計年度任用職員、該当するであろう 人員でありますが、あわせて臨時的任用職員数についてはどのようになるのか、こ れについて第1点お聞きします。

それから、2番目に、勤務時間、有給休暇に関する数については、フルタイムと パートタイムとの差はどのようなのがあるのか。

それから、3番目、給与関係においてでありますが、通勤・時間外・深夜手当、 期末手当、勤勉手当、退職手当というものは、どのようになるのか。

それから、月額、年額について、どのようになるのか。

そして、昇給についてはどうするのか、これについてお聞きをしたいと思います。 それから、別表第1、1号給から 93 号給に該当をどのようにさせていくのか。 現行の賃金と引き直して、時間給であれば、時間掛ける1日の労働時間で、月の労 働時間を換算して、そこに該当する給料表に従って、そこに入れていくのか。それ による月給、給料月額についてはどうなるのかということであります。

それから、労働協約、それからスト権、問題があったときに県労委の救済申し立 てる権利というのは認められているのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の質疑の1点目、正規職員につきましては、令和元年 11月 11日時点において 320名となっております。臨時的任用職員数につきましては、令和元年 11月 1日時点において 180名となっております。来年度からの会計年度任用職員につきましては、219名を予定してございます。

次に2点目、勤務時間、休暇数についてですが、フルタイムは、休憩時間を除き、 1週間当たり常勤職員と同じ38時間45分となっており、休暇につきましては、年 次有給休暇、特別休暇、介護休暇などがあり、国家公務員の非常勤職員と同様の内 容と考えております。パートタイムにつきましては、休憩時間を除き、4週間を超 えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内となっております。 パートタイムにつきましては、週4日勤務や週3日勤務など、多様な雇い方ができ ます。休暇としましてはフルタイムと同様となります。

次に3点目、給付関係においてはどうかについてですが、フルタイム会計年度任 用職員に関する各手当につきましては、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、 休日勤務手当、祝日直手当、期末手当及び退職手当の支給となっております。

パートタイム会計年度任用職員の給付については、特殊勤務に係る報酬、超過勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、期末手当、通勤に関する費用弁償の支給となっております。勤勉手当につきましては、国の会計年度任用職員に対する給付の考え方として、各地方公共団体における期末手当の定着状況などを踏まえた上での検討課題とすべきとなっており、今後、国より勤勉手当の支給について何らかの通知があった際には適切に対応するよう考えております。

次に、月額、年額はどうなるか、及び昇給はどうかについてですが、会計年度任用職員制度の移行に伴い、勤務時間を週5日の場合は7時間にする予定であり、勤務時間の月額は減少する予定でございます。ただし、賞与の支給により、現在働いている臨時職員については、年額では現状維持、または増加する見込みとなっております。昇給につきましては、会計年度任用職員として再任用された場合、これまでの経験年数を加算し、報酬を決定します。パートタイム会計年度任用職員につきましては、年最大3号上位の号に決定する予定としてございます。

次に5点目、別表第1、1号給から 93 号給に該当させるのかについてですが、 それぞれの職種に応じて、1号給から 93 号給の範囲内で該当いたします。

次に6点目、労働協約、スト権、県労委への救済申し立てについてですが、会計年度任用職員は地方公務員法が適用され、労働協約は締結できません。また、ストライキについても地方公務員法第 37 条の争議行為等の禁止が適用され、ストライキはできません。県労働委員会への救済申し立てについてですが、不利益な処分や勤務条件の措置要求などの申し立てについては、県労働委員会ではなく、市の公平委員会への申し立てとなります。

- ○田畑議長 再質疑ありませんか。尾和弘一議員。
- ○尾和議員 今、ご答弁いただきました。勤務時間、いわゆる休暇については同様に与えられるということでありますが、ここの中で時間外についてでありますが、再任用職員については時間外を強制することは実質上できないという理解をしておりますが、市の考えについてお聞きをしたいと思います。

それから、期末手当についてと退職手当でありますが、これについては現在どう

いうような形で何カ月分を支給するのか、決まっておればお聞かせください。

それから、次の月額については減るけども、年額についてはふえるというようなことを言われますが、月額で幾ら減るのか、平均で幾ら減少するのか、これについて減った分は期末手当として補助するので、全体の年額の収入は変わらないという理解なのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、1号給から 93 号給の該当するところなんですが、これについては具体的に現行から鑑みて、実質的に減少するということのないように配慮すべきだというふうに思うんですが、これについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、最後になりますが、労働協約、スト権、これについては認められない ということでありますが、若干市の認識が違うんではないかなと思うんですが、こ れについては、また後ほどほかの機会に質問をさせていただこうと思います。

それから、いろいろな諸問題があったときに、市の公平委員会に申し立てて、公平委員会で棄却された場合については、県労委の救済を申し立てる権利があると思うんですが、これについては、それも認められていないのか。公平委員会一本で、その後については司法の場においてやってくださいということなのか、それについてお聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず時間外ですが、再任用というお言葉をいただいたんですけども、再任用と、 それから会計年度任用職員、どちらにつきましても超過勤務が必要なときはしてい ただくということでなってございます。

あと、期末手当と退職手当につきましては、期末手当につきましては、令和2年度につきましては2.2月分、令和3年度につきましては2.4月分、平成3年以降は2.6月、この2.6月というのは、一般職の職員の期末手当の年の月数と同じでございます。

次に、退職手当につきましては、総合事務組合で定めておりますその月数分となってございます。

あと、月額は減って、年額ということで、期末手当ということで、補助ということですけども、こちら期末手当での補助と考えてございます。

給料表の1号給から 93 号給への該当ということですが、それはそれぞれの職種で、今後詳細を決めていくということでしてございます。こちらのほうは規則で定

めてまいります。

あと、労働協約、スト権、これは先ほど申し上げたとおり、労働協約につきましては締結できません。これは地方公務員法第 55 条第2項によります。スト権につきましては、地方公務員法第 37 条、争議行為等の禁止ということになってございます。

あと、公平委員会につきましては、公平委員会へ申していただくということで、 その後は司法の場でということになります。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 時間外勤務についてですが、していただくということは、これは強制ではないという認識を持っておるんですけれども、了解の上で時間外勤務をしていただくという理解でよろしいのか、それについてお聞きをしたい。

それから、退職手当については、いまだ具体性がないんですけども、これはいつ ごろまでにめどをつけてされるのか。

それから、月額で減るということですが、月額で減る金額は幾らなのか、これに ついてお聞きをしたいと思います。

それから、労働協約、スト権に関してでありますが、地方公務員と今回の関係でいいますと、企業体の労働者については、労働協約及びスト権については認められていると思うんですが、これについてはどういう市の認識なのか。

それから、もう1点、2025年から65歳までの継続雇用が図られるという状況にあります。そういう状況の中で、再任用職員の給与については再検討する必要性があるんではないかと思うんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

まず超過勤務ですけども、了解の上ということになりますが、超過勤務につきましては、まず今現在の正職員でも同じですけども、本人からの申し出によりまして超過勤務を認める、認めない、命令を出す、出さないとしてございます。また、どうしても必要のある場合は、上司からの命令になるかと考えてございます。

あと、月額で減る額ですけども、事務補助員で、日額で申しますと、今現在、事務補助員は 7,040 円を支給してございます。これが同じく日額で 7 時間 45 分勤務したとした場合は 6,957 円となります。また、今現在、市のほうで考えてございま

すパートタイム、7時間勤務した場合は6,283円となります。

あと、労働協約ですけども、企業職員ということで、企業職員である会計年度任 用職員については、企業職員と同様に、労働協約の締結及び県労働委員会への救済 申し立ては可能となってございます。

あと、再任用ということでおっしゃっていただいているんですけども、この条例につきましては、会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例で、再任用職員というのは、ちょっとこちらの条例では該当しませんので、お答えは差し控えさせていただきます。

済みません。1つ、退手組合のほうです。退職手当のほうですけれども、これに つきましては、総合事務組合で条例の改正を行ってございますので、令和2年度か ら適用ということになります。

○田畑議長 しばらく休憩いたします。

午前 10 時 50 分から再開いたします。

休憩 (10 時 35 分)

再開 (10 時 50 分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

続きまして、議案第93号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第93号について質疑を行います。

今回の基金条例の制定でありますが、まず第1点に、この中で納付金という表現をされているんですが、これは税金なのか、それともどういう趣旨の納付金なのか、根拠が明確でありませんので、それについてお聞きをしたいと思います。わかっておるんであれば、何という税の名称なのか、お聞きをしたい。

それから、太陽光発電に関する規模の問題でありますが、今、農地を太陽光発電を設置しておられる方も多数、岩出市内でも見かけることはあります。どの基準をもって納付金という金額を算定するのか、既存の設置をされている人に対しても納付金という形で請求するのか、これについてお聞きをまずしたいと思います。

再生可能エネルギーの規定でありますが、ここで言う再生可能エネルギーというのは、太陽光発電のみを指すのか、どういう内容なのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、農林漁業の発展としたいということでありますが、増田議員に答弁を

されておりましたが、具体的にどういう施策を講じてするのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員のご質疑につきまして、通告に従い回答させていただ きます。

事業者から納付予定額についてですが、毎年度、約900万円を見込んでおります。納付額基準についてですが、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき、設置業者から申請のあった施設整備計画により、地域への還元について設定されるものであり、その方法、数量、金額等に対しては、法令等による基準の定めはありません。

なお、今回予定している納付金の納付額については、国から参考事例として提示された資料をもとに、年間売電収入の約2%と算定しており、妥当な金額であると考えております。

次に、再生可能エネルギーの規定についてですが、太陽光、風力、水力、地熱、 バイオマスなどに発電されるものを指します。岩出市の基本計画では、今回想定す るのは太陽光でございます。

次に、農林漁業の発展についてですが、積み立てた基金を活用し、農産物直売施設や加工施設などの整備、それから水路などの農業施設の改修整備に使うことを考えております。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 納付金の件でありますが、これは税金なんですか。税として徴収をしようとすることなのか。事業者の善意に基づいて、売電金額の2%をいただくということなのか。税としてなら、きちっとした法整備を裏づけとして設定していない限り、納付しないよといった場合に、事業者が納付しないといった場合には、それ以上、徴収することが不可能になるんではないかというふうに思うんですが、第1回目の質疑に対して、税の名称は何ですかということを聞いたんですが、それについてはお答えがないんで、再度お聞きをしたいと思います。

それから、基準なんですけども、現在、山地区のことが想定されているんですが、 既存の農地において、太陽光設置をしている事業者については、徴収するのか、1 企業だけなのか、これについて明確にしていただきたいと思います。 再生可能エネルギーの問題についてでありますが、今回は太陽光のみだということでありますが、将来のことを考えて、そこら辺も含んだ概念があるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 再質疑にお答えいたします。

まず、納付金につきまして、こちらは農山漁村再生可能エネルギー法と略称で言いますが、こちらの法律に基づいていただくもので、この中で、岩出市の基本計画、それから事業者から出された設備の整備計画、こちらのほうで納付すると決まっておるものでございまして、税とか寄附金とかいうたぐいのものではございません。 法律に基づいて双方で取り決めたものでございます。

それから、太陽光発電の基準というか、納付金の基準ですが、これは今回の法律の農山漁村再生可能エネルギー法、こちらに基づく岩出市の基本計画、それから業者の設備整備計画、こういうプロセスを踏んで、実施される再生可能エネルギーについてのものでございますので、民間といいますか、通常やられているような太陽光発電、また農地法の範疇で許可されるような発電施設につきましては、今回対象とはなりません。

それから、将来、太陽光発電以外の発電方法についても対象になるのかということでございますが、こちらは、現在の今の岩出市の基本計画では太陽光発電と規定しておりますので、将来、そういう可能性があるときには基本計画の変更をすれば、ほかの再生可能エネルギーでも導入は可能ということでございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

- ○尾和議員 この答弁では、税ではないんだと、寄附金でもないんだということですけれども、再生可能エネルギーに関して、そういうことを徴収していくということですが、もともと太陽光発電を設置したところについては、固定資産税が請求されておると思うんですが、固定資産税とあわせて、この太陽光発電に対する納付金というものを求めるのか。岩出市内に何社あるのか、これについてご答弁ください。
- ○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 その納付金についてでございますが、もちろんでございますが、 固定資産税も納付していただいた上に、納付金をいただくことになっております。 それから、岩出市内に何社ということでございますが、今回の農山漁村再生可能 エネルギーにつきましては、初めてということでございますので、1社でございま す。

- 〇田畑議長 続きまして、議案第94号の質疑をお願いいたします。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 議案第94号について質疑を行います。

今回の条例改正の中で、森林環境譲与税の年間という形で表示をされているんで すが、森林環境譲与税というのは、現在幾らなのか。県が徴収していたその絡みと、 どこがどう違うのか、これについてお聞きをしたいと思います。

どのような政策に、この税を充当するのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

まず、森林環境税の年間幾らかということでございますが、森林環境譲与税の譲 与額につきまして、本年度当初予算で 200 万円を見込んでおります。

それから、どのような政策に使うのかということでございます。森林環境譲与税の使途についてですが、間伐費用、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進・普及・啓発等森林整備及びその促進に関する費用と定められており、本市におきましては、市として経営管理が行われていない、杉、ヒノキなどの森林の間伐作業などを予定しております。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

- ○尾和議員 この税の 200 万円の徴収する対象者というのは何名おられて、個人、その他団体を含めて、現状の 200 万円の収入先、納付先、納付される方、これについてお聞きをしたいと思います。
- ○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 再質疑にお答えします。

森林環境譲与税、こちらのほうへ入ってくる譲与税でございますので、逆に徴収のほうは森林環境税のほうで、国税でございますので、国民の対象になる方全てということでございます。実数は把握できておりません。

- ○尾和議員 具体的に幾らなんですか。今の500円のことを言うとるのか。
- ○今井産業振興課長 議員おっしゃっている 500 円というのは、和歌山県税のほうで、 森づくり税のほうでございますので、今回の件とは関係ございません。
- ○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

- 〇田畑議長 続きまして、議案第95号の質疑をお願いいたします。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 議案第95号についてお聞きをいたします。

災害 形慰金の支給条例に関してでありますが、今回の該当する 15 条 3 項という ことで改められておるんですが、過去にこういう事例があったのか、該当するよう な内容があったのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。地域福祉課長。

- ○長倉地域福祉課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。
  - 過去に第 15 条に該当することはあるのかにつきましては、災害援護資金の貸し付けをした実績はございません。
- ○田畑議長 再質疑ありませんか。尾和弘一議員。
- ○尾和議員 もちろん、災害弔慰金のこういうことが起きないように、貸し付け時に おける市の審査、調査なり、これが厳密でないと、こういう事案になるというふう に思うんですが、償還金等の発生がしないような体制づくりをこの条例の中できち っと裏づけとして持っておく必要性があると思うんですが、市の考えはどうでしょ うか。
- 〇田畑議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

償還金等につきましては、国の制度が改正されたことにより、本市条例においても引用する条文を改正したものでありますが、現在のところ、償還金が発生するような災害は発生しておりませんが、今後、もしそういう場合があった場合につきましては、条例や施行規則に従って、きちっと適切に対応していきたいと考えております。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

- 〇田畑議長 続きまして、議案第 97 号の質疑をお願いいたします。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 議案第97号の一部改正についてであります。

今回、その条例の中身において、成年後見人等という表現が使われている箇所が あります。「等」というのはどういうものを含むのか。

それから、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者という表現になっているんですけども、これはどこの段階で認定をしていくのか、これについてお聞きいたします。

そして、それを決めるのはどこで決めていくのかということでありますが、考えられるのは司法なり医者なりということなんですけども、医者が認定しても、それが公的に有効性があるかということになりますと、また疑問でありますので、そこら辺についてお聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目でございますが、今回、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適 正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、これを受けまして、 岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正を行うものでございます。

公布の趣旨は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを 理由に、不当に差別をされないよう措置するものでございます。

2点目の判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とは何かということで ございますが、市の条例規則及び排水設備指針に基づく設計・施工や施工主との調 整を適切に行うことができない者と考えております。

続いて3点目、どこで決めるのかということでございますが、当初では指定工事 点及び責任技術者の登録は5年に一度更新してございます。それぞれにおいて排水 設備事業を営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができ る旨の誓約書の提出等、さまざまな状況を判断し、市が決定してまいります。

それから、最終的には、成年後見人、被後見人、または被補佐人に該当する場合であっても、医師の診断書などにより回復の見込みや医師の所見を考慮した上で判断してまいりたいと考えております。

○尾和議員 議長、成年後見人等という、「等」の中身を聞いているんです、第1問

目は。成年後見人以外にあるのか。

- ○田畑議長 お願いします。
- ○梅田上下水道局長 成年被後見人等とは、成年被後見人もしくは被補佐人のことで ございます。
- ○田畑議長 再質疑ありませんか。尾和弘一議員。
- ○尾和議員 今ご答弁いただきましたが、すなわち判断能力が著しく欠ける場合、医者の診断書等々あるんですけれども、認知症になられた方は、医者の判断でも、認知症であると、成年後見人に該当するということが、波によって変わってくるんですよね。一時期、朝の段階でははっきり会話しても通じる場合がある。しかし、昼になったらそれがわからなくなるとか、そういう波のある中で、そこをどのような基準で判断をするのかというのが問われていると、私は、この手続上、問題があるということであります。

最終的に医者の判断でも判断つきにくい場合については、公的な司法の段階での判断をもって、この方の判断能力が著しく欠けているということにしないと、途中、過程の中で、50%わかる人、80%わかる人、100%わからない人というような形で発生しますんで、そこら辺が明確に、この内容では理解することができないんですけども、そこら辺についてどのように岩出市は考えておるのか、お聞きをしておきたいと思います。

〇田畑議長 答弁願います。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

個人のそれぞれの諸事情によっていろんな違いがあろうかと思います。そういった場合、日常的に接している方、例えば、責任技術者、また、その方の法定代理人もしくは同居の親族の方、それらの方から、当該責任技術者等が精神の機能の障害を有することにより、認知、判断及び意思疎通を行うことができなくなった状態となったときは、市長にその旨を届けることにより、登録を行わないことができるように考えております。

また、最終的には、先ほども申しましたように、我々では判断できないこととなってきますので、医師の診断また回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、最終的に判断をする必要があると考えております。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

- ○尾和議員 今、局長が答弁されましたが、医師の判断だけで、この方が判断能力があるなしということは、それは限定できないわけですよ。医師の判断のみで、そういう判断を下すということになりますと、その本人の人権を損なうことになりますので、もっと厳格にそういう状況にあるということを第三者機関で認定した上で、判断をしていくということをやるべきだということを申し上げておるんであります。それについては、今後、そういう指針に沿ってやっていただきたいということを申し添えておきたいと思うんですが、どうでしょうか。
- ○田畑議長 答弁願います。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長 尾和議員の再質疑にお答えします。

なかなか医師といえども、日常からずっと接しているわけではございませんので、 その周りの方であるとか、同居の親族の方、そういったご意見も考慮した中で判断 をしてまいりたいと考えております。

また、それ以外のことで判断できる場合とか、判断せないかんような場合というのは、今後検討してまいりたいと考えております。

- 〇田畑議長 続きまして、議案第 98 号の質疑をお願いいたします。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 議案第 98 号の条例制定についてであります。今回の条例制定を読みますと、下水道事業と水道事業と分離しているのかなという内容で、私は理解をしておるんですけども。上下水道事業という形で、水道と下水道との事業をこの条例の中で分けたということかなと思うんですが、それについて第 1 点。

それから、この設置によるメリットというのはどこにあるのか。この 2 点について、ご答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長 尾和議員の質疑にお答えします。

上下水道事業と水道事業を分離するのかということでございますが、今回の条例制定につきましては、平成27年1月27日付、総務大臣通知、公営企業会計の適用の推進について、及び同日付、総務省自治財務局長通知、公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項についてで、平成27年度から平成31年度まで公営企業会計適用の集中取り組み期間として、人口3万人以上の市町村の下水道について、遅

くとも平成 32 年度予算・決算までに公営企業会計に基づいたものに移行すること が求められており、令和 2 年度から下水道事業について公営企業会計を適用するものでございます。地方公営企業法第 2 条に基づき、下水道事業と水道事業を統合することはできません。

続きまして、2点目、メリットはあるのかということでございますが、今回の総務省の公営企業会計適用の目的は、将来にわたって持続可能な経営を確保するため、経営の見える化による経営基盤の強化となっております。公営企業会計を適用することにより、損益情報、資産情報等の経営状況が的確に把握でき、経営の効率化、経営改革の推進が図られるものと考えています。

- ○田畑議長 再質疑ありませんか。尾和弘一議員。
- ○尾和議員 下水道事業、上水道事業もそうなんですが、将来可能性のあるのは、国なりもくろんでいるのは、民間事業の導入ということに向けて、起きている流れでありますので、十分、岩出市においてもそこら辺を注視しながら、事業の進め方について判断をすべきだというように思っておりますが、いかがでしょうか。
- 〇田畑議長 答弁願います。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

前回の一般質問でもございましたが、民間の考えは、現在のところございません。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

- 〇田畑議長 続きまして、議案第 99 号の質疑をお願いいたします。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 議案第 99 号について、補正予算について質疑を行いたいと思います。 まず第 1 点は、財政臨時対策債のマイナスした要因について、それから職員手当 の引き上げ総額、正規及び非正規別の総額、金額。

それから、公共施設省エネルギー委託料の詳細について求めたいと思います。

それから、報償費に関してでありますが、具体的にどういうことを計画しているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、那賀消防組合負担金における紀の川市との比率、組合員数は、現在何 人になるのかについてお聞きをしたいと思います。

それから、光熱水費の増減数についてでありますが、これについては個別に市長

行政報告で、水道、ガスとか、いろいろなことを言われたんですが、そういうものを含むことなのか。今回については、クーラー設置に伴う電気料のみなのか、ここら辺について、個別に求めたいと思います。

それから、長期債の現在元金は幾らあるのかであります。

それから、最後になりますが、基金に関して、現在残高及び積み立てした理由に ついて質疑を行います。

○田畑議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

質疑の1点目、臨時財政対策債の減額理由についてですが、令和元年度の臨時財 政対策債の発行可能額が確定したために減額を行うものでございます。

次に質疑の3点目ですが、公共施設省エネルギー化等検討業務委託料の詳細については、既存の公共施設におけるエネルギー削減効果の調査、検討を行うものでございます。

次に質疑の7点目、長期債の現在高については、平成30年度決算における長期債残高は、64億9,264万8,343円となっており、令和元年11月末現在においては、59億4,633万3,000円であります。

次に質疑の8点目、基金の残高についてですが、平成30年度決算における減債基金残高は20億4,020万2,935円であり、今回の補正予算における積み立てを考慮した残高見込みは22億4,071万2,935円となります。

なお、今回の補正予算における積み立てについては、平成 30 年度繰越金が生じたことから、積み立てを行い、将来の公債費負担に備えるために行うものでございます。

- ○田畑議長 総務課長。
- ○木村総務課長 尾和議員質疑の2点目、職員手当の引き上げ総額についてですが、 553万8,000円となってございます。臨時的任用職員は計上してございません。

続きまして、5点目、那賀消防組合負担金についてですが、紀の川市と今年度の 負担金の割合は、岩出市が45.44%、紀の川市が54.56%となってございます。

また、職員数につきましては128名となってございます。

- 〇田畑議長 市長公室長。
- ○久嶋市長公室長 尾和議員の報償費に関して、具体的に求めるにつきましては、企 画広報総務費の報償費の内訳は、令和元年度記念式典における合同竣工式の感謝状

贈呈者 100 名分の記念品として、根来塗 45 万円、額縁 11 万円、招待者 650 名分の記念品として、記念切手シート 97 万 5,000 円、合計 153 万 5,000 円、また謝礼等 35 万円につきましては、記念講演会講師等謝礼となっております。

- ○田畑議長 教育総務課長。
- ○南教育総務課長 尾和議員の質疑 6 点目、光熱水費についてお答えいたします。 今回の光熱水費の補正予算は、小中学校普通教室に空調設備を設置したことによる夏季及び冬季のガス料金の増額であります。
- ○田畑議長 再質疑ありませんか。尾和弘一議員。
- ○尾和議員 公共施設省エネルギーの件でありますが、予算計上では、委託料として 800 万計上されていますね。増田議員の質疑の中で、施設全てではないということ なんですが、どことどこの施設をやるのか。

それと、こんなに多くの予算を使うことが必要性があるのかということであります。今年度内ということでありますから、もう期限も3カ月ぐらいですから、3カ月の間にこれらのことをやろうとしているのか、ここら辺についてお聞きを再度したいと思います。

それから、光熱水費の増でありますが、ガスによって空調設備を稼働しているという理解でいいのか、ガス以外の電気とかそういうものについては使ってないと。 ガスのみだという理解でいいのか、ここら辺についてお聞きをしておきたいと思います。

その2点について、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

公共施設の省エネルギー化の検討委託については、先ほど増田議員の答弁でもお答えをいたしましたが、いわで御殿あるいはサンホールなどの施設の老朽化が著しい施設を中心に調査を行います。

それと、調査結果については、当然、今年度中に削減効果の調査結果を報告いた だくということでの予算計上でございます。

- 〇田畑議長 教育総務課長。
- ○南教育総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

今回の空調設備設置に当たっては、現在あるキュービクルを最大限活用できる部

分は電気で、活用できない部分は都市ガスで空調設備を設置することといたしました。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。尾和弘一議員。

○尾和議員 教育総務課長にお聞きしますが、第1回目の答弁で、ガス料金のみしか言われなくて、2回目で、電気も含んだという、そんなんは第1回目のときにこんなこと言うてくださいよ。だから、再質疑する必要性のないことも質疑をせなあかんので、だから、現在の省エネ、いわゆる光熱水費については、月間で幾ら、年間で幾ら、動向を把握をされておると思うんですけどね。小中学校を個別に電気料金はこれだけ要っていると。今年度については、これだけだと。消費量については、これだけだということなんですけども、電気とガスの比率はどうなっているんですか。ガスが何十%で、電気が何十%で稼働しているということなのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、公共施設の省エネルギーについてですが、これ、総務部長が任意施設とか、何とかと、ごじゃごじゃと言われるんですけども、任意施設で、今、総務部長が答弁されたのは、老朽化も含んで省エネルギーをやるんだと。老朽化も含むんですか。省エネルギーというのは、いわゆる施設の省エネルギーをいかにして地球環境に優しい状況にしていくかというのが、私としては、そういうような観点で、省エネルギーというのを捉えておったんですけども、2施設以外で、具体的にどことどこの施設を検討しているのか、もっと具体的に答弁してください。

○田畑議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

公共施設の省エネルギーの委託料の分ですけれども、施設の老朽化の著しい施設ということで、先ほど答弁をさせていただきましたが、老朽化自体の経費ということではございません。あくまでエネルギーの削減効果の調査は検討を行うということでございます。

それと、先ほど、対象施設ということで、いわで御殿、サンホール等上げさせていただきましたが、優先的にはそこをさせていただいて、あとは各公民館など、そういうところも今年度の対象施設として考えてございます。

- 〇田畑議長 教育部長。
- ○湯川教育部長 尾和議員の再質疑でございますが、今回の補正は、ガス料金の増額

でございます。先ほど、電気もあるのかというご質疑でございましたので、電気も ありますよということをお答えしたまででございます。

それから、電気のクーラーの設置教室数は8教室でございます。

- 〇田畑議長 続きまして、議案第 106 号の質疑をお願いいたします。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 議案第 106 号について質疑を行います。 今回の指定管理者の選定でありますが、さぎのせ公園における公募した時期と選 考評価結果について、お聞きをしたいと思います。
- ○田畑議長 答弁願います。 事業部長。
- ○田村事業部長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

公募した時期についてですが、令和元年9月2日に公募を開始し、申請の受け付けは10月1日から10月9日といたしました。

選考評価結果についてですが、さぎのせ公園指定管理者選定委員会におきまして、 採点方式 200 点満点中 153.6 点で、総合評価となってございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

- ○尾和議員 応募者数については何件あったんでしょうか。
- ○田畑議長 答弁願います。

事業部長。

〇田村事業部長 再質疑にお答えいたします。

1件でございます。

○田畑議長 質疑時間30分が経過いたしましたので、質疑を終了いたします。

以上で、議案第 88 号から議案第 108 号までの議案 21 件に対する質疑を終結いた します。

ただいま議題となっております議案第 88 号から議案第 108 号までの議案 21 件は、 お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○田畑議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を 12 月 17 日火曜日、午前 9 時 30 分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を 12 月 17 日火曜日、午前 9 時 30 分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 (11 時 35 分)